水張り確認に関するＱ＆Ａ

駒ヶ根市地域農業再生協議会

Q１　水張り確認はいつまでに行い、書類を提出すればよいか。

A１　国の要綱において、令和４年度から８年度までに、水稲作付または水張り確認を行うよう定められています。したがって、令和８年度までに、いずれかの方法でご対応をお願いします。

　　　水稲作付を行う方は、当該ほ場にて、令和４年度から８年度までのいずれかの年度で作付けしていただくことにより、水張り確認完了となります。したがって、令和４～６年度までに水稲作付を行っているほ場は、すでに確認完了となりますので、新たな手続きはございません。令和７年度以降に作付する方は、毎年２月に配布し提出をお願いしている水稲生産実施計画書及び営農計画書をもって確認を行います。

水張り確認を行う方は、令和８年度までに、マニュアルに基づいて湛水管理を行い、書類をご提出いただくようお願いします。今後、国の方針により運用方法が変更となる可能性があるため、その際には改めて通知します。

Q２　令和８年度までに水張り確認を行う予定だが、今後も定期的に行う必要があるか。

A２　水稲作付または水張り確認を行った年月から５年以内に再度水張り確認を行ってください。例えば、**令和６年６月に水張りを行った場合、令和１１年６月まで**に再度行っていただきます。水稲作付を行った方については、**令和６年度に作付した場合、令和１１年度まで**に再度水稲作付か水張りを行っていただきます。

　　　以降も要綱に変更がない限り、同様の考え方で水張り確認を行ってください。

Q３　全てのほ場で水張り確認が必要なのか。

A３ 令和９年度以降に「水田活用の直接支払交付金」の交付を受ける予定のほ場は、Q1～２の記載に基づき水張り確認を行ってください。

Q４　令和８年度までに水張り確認を行わない場合にはどうなるのか。

A４ 令和９年度以降は「水田活用の直接支払交付金」の**交付対象外**となります。

Q５　自己保全管理をしているほ場にも水張りは必要か。

A５　当該ほ場について、水張り確認を行うことなく令和９年度以降に「水田活用の直接支払交付金」の交付対象作物を作付した場合には、**交付金の交付対象外**となります。したがって、今後対象作物を作付けする可能性がある場合には、令和８年度までに水張り確認を行ってください。

Q６　農事組合法人の構成員だが、水張り確認が必要なのか。

A６　**麦、そば、大豆**を栽培している方は、法人経由で当該交付金が交付されていますが、令和９年度以降も構成員として当交付金の交付を受けることが想定される方は、令和８年度までに水張り確認を行っていただきます。また、**麦、そば、大豆**以外の対象作物を作付し、個人で交付金を受給されている場合についても、当該作物を作付しているほ場での水張り確認を行ってください。

　　　完成した書類は、駒ヶ根市役所農林課へ直接ご提出ください。

Q７ 水張り確認書類はどこで入手できるか。

A７ 駒ヶ根市役所農林課窓口にて配布しております。また、当市ホームページにも掲載してい

ますので、ダウンロードしてご利用ください。

Q８　湛水管理を行う前に、代掻き等をする必要があるのか。

A8　要綱にて、水稲作付と同等の湛水管理を行うことが定められています。したがって、代

掻きなどほ場の整備を行ったうえで水張り確認を行うことを基本とします。ただし、特別な事情によりほ場の整備が困難であり、現状のままでも１ヶ月以上の湛水管理を行うことができると判断できる場合については、代掻き等の実施を要しません。また、令和５年８月以前に水張りを行った方につきましては、当通知を発する前に実施が完了していますので、次回の水張りから実施していただくこととします。

Q９　借入しているほ場についても水張りが必要か。

A9　水田活用の直接支払交付金は、**令和４年から８年度までに、当該ほ場にて水張り確認が行われたかどうか**で交付対象水田となるかを判断しますので、現在借入している耕作者が令和８年度までに水張り確認を行わなかった場合、そのほ場は交付金の交付対象外となります。このようなほ場を令和９年度以降に所有者に返還した場合、次に借入する耕作者は**交付金の交付対象外のほ場**を借り受けることとなりますので、後に所有者とトラブルになる可能性があります。したがって、貸借が生じている農地につきましては、水張り確認を行うかどうかを事前に所有者と耕作者とで協議して判断してください。

Q10「水田活用の直接支払交付金」の対象作物を知りたい。

A10　次ページの「経営所得安定対策交付対象作物一覧（予定単価）」の「水田活用支払交付金」欄をご覧ください。

　　　今後、品目や単価につきましては、マニュアル作成時点のものです。

Q11割田の場合、どちらのほ場にも水張りが必要なのか。

A1１ 交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとされています。したがって、割田すべての湛水管理が必要となります。割田の場合、原則として同じ時期にそれぞれのほ場で水張りいただくこととします。やむを得ず、各ほ場で別々の時期に水張りする場合には、最初に行ったほ場での水張り実施日を起算日とします。

Q12完成した書類は、メールに添付してデータで提出してもよいか。

A12 メールに添付し、データで提出していただくことも可能です。以下のアドレスへお送りください。

〈メールアドレス〉**nosei@city.komagane.lg.jp**